

令和5年

第2回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和5年2月20日)

飯舘村農業委員会

令和5年第2回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和5年2月20日（金）					
招集場所	飯館村役場 第一会議室（2階）					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和5年2月20日 午後1時30分		閉会 令和5年2月20日 午後2時11分			
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6名 欠席委員 1名 ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	赤石澤忠則	△	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	3番 原田 直志			5番 山田 豊		
職務出席者	事務局長 三瓶 真			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和5年第2回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	議案第3号
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	議案第4号—1
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	佐藤隆男	飯樋町	
9	渡邊文夫	前田・八和木	
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	
12	林 吉安	白 石	
13	細杉朝雄	前 田	議案第4号—4

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画 (変更)

申請について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和5年第2回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 改めまして皆さんこんにちは。大変色々とお忙しい中、ご苦勞様でございます。水田地区の地形を皆さんで見学しながら、進めていくということで、4、5月頃からにでもまた再開、という風になると思います。そんな中でですね、本来は我々だけじゃなくてですね、役場の職員も含めてもしくはコミ担も含めて、中々現場を見る機会はないんじゃないか、ましては、地元じゃなくて、他からきている方々、数多くおられますので、その方々も含めてこれから進めていった方が、現場を見ながら、住民の声を聴きながら、進めていくのが良いのかなと思われま。是非ですね、事務局の方にも考えをしていただきながら、これから、地元を回るにしても、そういった工夫をしながら、役場がなるほどなど、職員が住民と接する形の中でも、是非必要ではないかと、いう風に思われますので、その辺も含めて検討をお願いできればと思います。また、基盤整備も寒い中でも事業が進んでおります。働いている方々じゃなくてですね、我々も事業者の責任者として、各行政区から担当が出てくるのかなと思えますけれども、基盤整備事業の説明会が行われる予定です。一転二転と変わっている部分もございます。その辺ですね、これからの飯舘の農業をどうするか、ということが前提でございます。帰村率の少ない中で、きちんとした整備をして、ゆくゆくは後世に伝えていくという形の中でも今は、頑張り時ではないか、という風に思われます。その辺で少し変更点もありながらですね、説明があるようではございますけれども、被災地の中で何も恩恵のない村の中で、浜と違う中山間地で大変な思いをしながらこれからやっていかなくてはならない、ということがございます。その点も含めてですね。より良い方向に進めていただければと思います。是非地元の皆さんで将来性を見ながら基盤整備がきちんとなされるように、皆さんの目で見えていただきながら進めていただきたいという風に思います。本日の案件は色々あ

りますけれども、後程事務局の方から変更について説明がありますので、その旨ご了解の上進めさせていただければと思います。今日はどうもご苦労様でした。

会 長) 本日の定例総会出席委員6名、定足数に達しています。
よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過
と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、4番 中川 喜昭 委員、
5番 山田 豊 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定
します。

○日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議 長) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

議 長) それでは議案第3号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第3号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)木幡良勝 が報告します。
2月17日に現地にて、委員2名と被設定人立ち合いの元お話を伺ってまいりました。申請人同士の関係性は、祖母と孫の関係であります。震災前は被設定人が中心に水田の作付をやっていたところですが、震災後は、管理のみをする形で同じく被設定人がしていた状況でした。6年程前に被設定人の父が亡くなり、農地の相続を受けたところ、1筆のみ設定人の農地が残っていることが分かったようですが、設定人の意思で、もう少し名義をそのままにしておきたいとのことで、そのままになっておりました。今回、申請農地に設置されていた仮置き場の返却があったこと、農地中間管理事業により担い手が今後着くことが見込まれることで、再度検討をしたところ、所有者の整理をする方向でまとめ、今回の申請に至った、ということでございます。他詳細は事務局から説明があった通りです。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:41~13:42)

議 長) 再開します。議案第1号について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することといたします。

○日程第5
議 長) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
を議題とします。

議案が4件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは、議案第4号の1について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第4号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農地利用最適化推進委員）高橋喜一 が報告します。
本申請は昨年11月に農業振興地域整備計画の変更除外として審議を行いました議案と事業計画内容は同じであり、その際に、地区主担当、副担当、事務局、及び代理人の行政書士立ち合いにより問題ないことを検証済ということでございますので、特段申し上げることはございません。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:48~13:49)

議 長) 再開します。議案第4号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第4号の1について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第4号の1は原案のとおり可決することといたします。

議 長) 続きまして、続きまして、議案第4号の2についてでございますが、議案計上後に申請者から別紙のとおり申請の取下願出書の提出がありました。

議 長) 会議規則第17条の規定により、議案の撤回には、会議の承認が必要となるため、このことにつき事務局より概要の説明を致させます。

事務局) それでは、議案第4号の2を（取下願出書のとおり）説明します。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:51~13:52)

議 長) 再開します。議案第4号の2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第4号の2について、願出書のとおり取り下げることにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第4号の2は願出書のとおり取り下げることを承認いたします。

議 長) 続きまして、議案第4号の3について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第4号の3を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)鳴原新一が報告します。

事務局からの説明の通りであります。長泥行政区において環境再生事業ということで、村内の汚染土を運んで、環境省が仮置き場として使っていた農地整備事業ですが、その一部の場所に使っていた、作業者の休憩所とか、会議室等が、農地整備をするということで、移転しなくちゃいけないということでの申請のようです。被設定人とは2月6日に面談し、内容を確認させていただきました。設定人2名とは先日お話をお伺いし、内容的には問題ないということで聞いております。今回の申請地は、長泥の中心の十字路近くに位置し、大変勿体ないと感じておりますが、やむを得ないということで判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:59~14:00)

議 長) 再開します。議案第4号の3について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第4号の3について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第4号の3は原案のとおり可決することといたします。

議 長) 続きまして、議案第4号の4について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第4号の4を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農地利用最適化推進委員）細杉朝雄 が報告します。
図面にありますように、墓参者が使う集会所の駐車場が非常に狭い状態であります。その中で、申請地にあった農業用施設が取り壊されたタイミングで、設定人から土地を譲りたいと申し出があり、交通上の安全を確保するため駐車場に活用したいとのことでした。聞き取りは、設定人が入院中であったため、設定人の息子さんに行いました。以上です。よろしく申し上げます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

（休議14：05～14：06）

議 長) 再開します。議案第4号の4について、質疑を求めます。

（『質疑なし』の声あり）

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第4号の4について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）

議 長) 異議なしと認め、議案第4号の4は原案のとおり可決することといたします。

○日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議 長) 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第5号について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第5号を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)西尾ツネ が報告します。
設定人及び被設定人へ2月8日に電話確認を行いました。今事務局から説明があった内容に間違いございません。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:19~14:11)

議 長) 再開します。議案第5号について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和5年第2回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和5年2月20日

飯館村農業委員会 会 長 菅野啓一
同 議事録署名委員 4番 中川嘉昭
同 議事録署名委員 5番 山田豊